

令和7年度 京都市立桂東小学校「学校いじめの防止等基本方針」

令和7年4月

1 「学校いじめの防止等基本方針」の目的、基本的な考え方

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

学校の中では「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を徹底し、「いじめ」を許さない学校づくりを教職員が一致団結して推進する。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)第13条及び法を受け、「京都市いじめの防止等取組指針」(平成29年9月改定)に基づき、本校のいじめの防止対策推進の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

いじめは、全ての児童に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) いじめ対策委員会の設置

ア 委員会名

いじめ対策委員会

イ 構成（職名又は校務分掌）

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・学級担任（場合によっては各学年担任も参加）・
養護教諭・スクールカウンセラー（必要に応じてスクールソーシャルワーカーとも連携する）

※緊急対応の場合は、この限りではない。

ウ 役割

- ・学校いじめ基本方針に基づく取組や行動計画の確認等
- ・いじめ未然防止対策、早期発見に向けての対策等の検討
- ・いじめに関する情報に対する支援や指導及び保護者との連携対応の確認
- ・教職員の共通理解と意識啓発
- ・教職員の人権感覚を磨き、資質向上を図るためのいじめに特化した研修会の実施
- ・発見されたいじめ事案への対応（複数人の対応による確実な事実確認の重視）（8月）
- ・重大事態に対する判断と対応（事実に基づく適切かつ迅速な対応 共通理解のもと）
- ・関係機関、専門機関との連携対応

エ 開催時期

生徒指導委員会は、毎月実施。不登校及び児童虐待についても、同委員会時に情報共有を行う。いじめ対策委員会については、いじめ事象もしくはいじめにつながる状況であると判断した際に、迅速に委員会を開き、対応を検討する。必要に応じて職員夕会時に情報を共有したり、臨時職員会を実施し、迅速に共有したりする。

オ 児童・保護者への周知

※ 会議の回数・実施時期・周知については、後述の「年間計画」に記載

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

ア 学習環境の整備

- ・生徒指導目標を「自分で考え、よいと思うことに対して積極的に動き出せる」「自己指導能力の向上をめざす」「失敗する権利を保障し、責任をとる経験をつませる」に関係する5つの力を設定する。
① 礼儀正しさ ② 規則正しい生活を送る力 ③ 動き出す力
④ 自分を大切に思う力 ⑤ 人を大切にする力
- ・教室、廊下に無駄なものや壊れたものが無いようにする。
- ・児童の作品等の掲示物を丁寧に扱い、一人ひとりが大事にされていることを意識できるようにする。
- ・清掃活動時に教職員も一緒に清掃を行うことで、みんなで美しい学校づくりを進める。
- ・委員会活動の中で、花を育てたり、自作の掲示物をつくったりして、児童自らの手で気持ちよく過ごせる学校づくりを進めるようにする。

イ 授業改善

- ・「主体的・対話的で深い学び」を重視した授業を通して、全ての児童が分かる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。
- ・学習規律（特に聞く力）の確立に努め、「学びの作法」を示し、全ての児童が安心して学習に臨める環境づくりを行う。
- ・全ての児童に習得すべき基礎学力の定着を図る。
- ・研究部を中心に、児童につけたい資質・能力を明確にし、全教職員で共通理解して取り組む体制づくりをする。
- ・自ら課題や疑問点を設定し、調べ解決しようとする過程を大切にした探究的な活動の充実を図る。
- ・「つながり」をキーワードとし、子ども同士のつながり、自分の考え方のつながり、スペイ럴的な学びとしてのつながり、日常生活とのつながり…授業を通して豊かにつながることで「仲間」や「自分」の存在を肯定的に捉えられるようにする。
- ・授業の中での振り返りを重視する。自己の変容を確認したり、自分の課題や成長を捉えたりすることにより、学びの連続性を生み出す。
- ・専科教員、教科担当教員など複数の教職員で、子ども達に関わり、多面的にその子のがんばりや困りを捉えるようにする。

ウ 道徳教育・人権教育の充実

- ・道徳的実践力を育むため、教育活動全般を通して道徳教育の充実を図る。
- ・毎週の道徳の学習を大切にし、お互いの生き方や価値観の違いを認め合い、相手を尊重する気持ちを培う。
- ・道徳の授業では、自分の考えが変わってもよいことを伝える。
- ・毎月のともだちの日で、道徳的価値を再認識したり、友達の考えを自分に取り入れたりするようとする。
- ・年間の参観授業の中で、必ず1回は、いじめは絶対に許されないことや命の大切さを題材とした「道徳」を実施し、保護者に理解や協力を求める。
- ・警察のスクールソーシャルワーカーによる非行防止教室の実施。（3・5年）
- ・あいさつをベースに全教職員が積極的に児童とかかわることで「みんなに大切にされている」という安心感を育む。
- ・子どもの困りや問題行動に丁寧に、真摯に向き合い、教職員が信じられる大人であることを感じられるようにする。

エ 児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・宿泊を伴う学習や校外での体験活動を通して仲間づくりを行う。
- ・児童会活動や学級活動の活性化を図り、集団の一員としての自覚を深めるとともに、自主的な活動の楽しさ・やりがいを感じられるようにする。（自己有用感を高める）
- ・学校行事（運動会やつながり発表会）やたてわり活動を通して人間関係づくりを行う。
- ・PTA・地域の方とふれあう場面を設定し、道徳的価値の深まりを図る。
- ・体験活動の前後に自分を見つめる時間を確保し、自分が大事にすることや自分の変化に気づけるようにする。（キャリアシートを活用する）

オ 児童生徒同士の絆づくり

- ・憲法月間（5月）人権月間（12月）では、全校道徳を行い、全校で意見交流を図る場を設定する。
- ・異年齢集団（たてわり活動）の交流を進め、望ましい人間関係の育成を図る。
- ・部活動ガイドラインに基づき、安全で、豊かな心とたくましい体の育成を育むことで、自己肯定感の高揚につなげる。
- ・日常生活の中に見られる様々な事象を取り上げ、教材化することで、互いの本当の気持ちに気づけるようにする。
- ・授業の中でこそ、子ども同士をつなげる工夫をする。豊かな学び合いの中で、自他の学びを認め合い、高め合う姿をめざし、教員の授業コーディネート力を高める。
- ・学級経営において、子どもどうしをつなげた実践交流等を行い、経験の少ない教職員の引き出しを増やすようにする。（若手勉強会等を活用して広げる。）

カ 児童へのはたらきかけ

- ・いじめに関わる事象や言動を見逃すことなく、迅速かつ適切に対応し、必要に応じて学級全体への指導を行う。「先生は絶対にいじめを許さない」「みんなでなかよく教室で過ごすことができる」「間違っていると感じたことは声を上げていい」という安心感を感じられる教室経営を行う。
- ・図書室に「いじめ問題」をはじめ、人権に関わる本のコーナーを設置する。
- ・「学級だより」に、いじめや命に係わる内容を載せる。
- ・いじめの仕組みを図から読み取り、自分もいじめに関係している可能性があることを理解したうえで、具体的な経験等の話し合いを進める。（学年に応じて図を簡略化）

キ 保護者への啓発

- ・「いじめ防止対策推進法」の趣旨や「桂東小学校いじめの防止等基本方針」の内容を周知し、いじめの防止や解消に、保護者による子どもの観察や声かけが重要であることを知らせ、理解と協力を得る。
- ・道徳や人権学習の参観授業への呼びかけを P T A の協力のもと進める。
- ・毎週のお便りや学年だより、ホームページ等を活用し、子ども達がつながり合う様子や一人ひとりを大切にしている取組等について年間を通して、お知らせする。

ク その他

- ・学校評価アンケートを定期的に行い、結果を分析し、成果と課題を周知する。
- ・その際、P D C A サイクルでの見直しも行う。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

ア 日常の児童生徒に関する情報共有

- ・生徒指導主任は、日常的に問題行動の情報収集に努め、いじめに関わる情報については、小さなことや疑いも含め、「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・重大事態については、「いじめ対策委員会」を緊急に開き、対応等の検討の後、全教職員で情報等を共有する。
- ・職員室での何気ない会話から児童の変化に気付くこともある。他学年・兄弟姉妹関係等との情報交流も早期発見につながるので、大事にする。
- ・登校時の様子、休み時間の様子、下校時の様子などを全教職員がアンテナを高くしてとらえるようにし、気になる児童については、担任に知らせ、早期対応を心がける。
- ・より多くの教職員で一人一人を見守り、日々の子どもの様子を共有する。（デイリー☆桂東の活用）
- ・職夕（週1回、原則月曜日）時に、各学年の気になる児童の様子等を共有し、全教職員で当該児童を見守る体制をつくる。

イ 児童生徒に対する定期的な調査

アンケートの実施

- ・いじめ記名式アンケートを6月と11月に実施。尚、4～6年生については、クラスマネジメントシートを7月と12月に実施する。
- ・学校評価の児童によるアンケート（記名式）において、「いじめ」の項目を入れ、実態の把握に努める。

ウ 上記調査等の結果の検証及び組織的な対処

① 各アンケート調査の結果の検証

- ・実施した「いじめ記名式アンケート」と「クラスマネジメントシート」を分析し、有効活用を図る。

② 教育相談の実施

- ・教育相談主任が主体となって、年間を通じ、かかわりが必要とされる児童との面談の時間をもち、個々の児童の変容や問題点の把握に努める。また、教育相談主任と担任との連携を密にする。
- ・カウンセリング実施日を学校便りや学級便り等で保護者や児童に知らせ、だれでも気軽にカウンセリングが受けられることを伝える。

③ 日々の児童への対応

【見逃しのない観察】

- ・日頃から児童一人一人に目を向け、確かな視点・方法をもとに観察を行い、常に児童理解を深める。給食時間・休み時間・放課後等の観察を重視する。専科指導、協力指導、個別支援など指導体制を充実し、多くの教職員児童に関わり見守る。

【手遅れのない対応】

- ・問題行動につながる小さな兆候を見逃さず、一人一人の児童が抱える課題を踏まえ、慎重な事実確認の上、迅速に指導・対応を行う。（情報の共有・指導方針の共通理解・組織的対応）

【心の通った指導】

- ・あらゆる指導場面において、心の通った指導を行い、児童の心からの内省を促すと共に、児童自身が自らの行動を改善しようと思えるような指導を心がける。
- ・問題行動の背景に目を向け、「そういった行動につながる心が心配だ。」という姿勢で話を聞く。人格を否定するようなことがあってはならない。
- ・問題行動をマイナスに捉えるのではなく、丁寧な指導を通じて、児童の自己理解、他者理解を促し、「このことがあったから成長できた」とプラスに捉えられるようにする。

④ その他

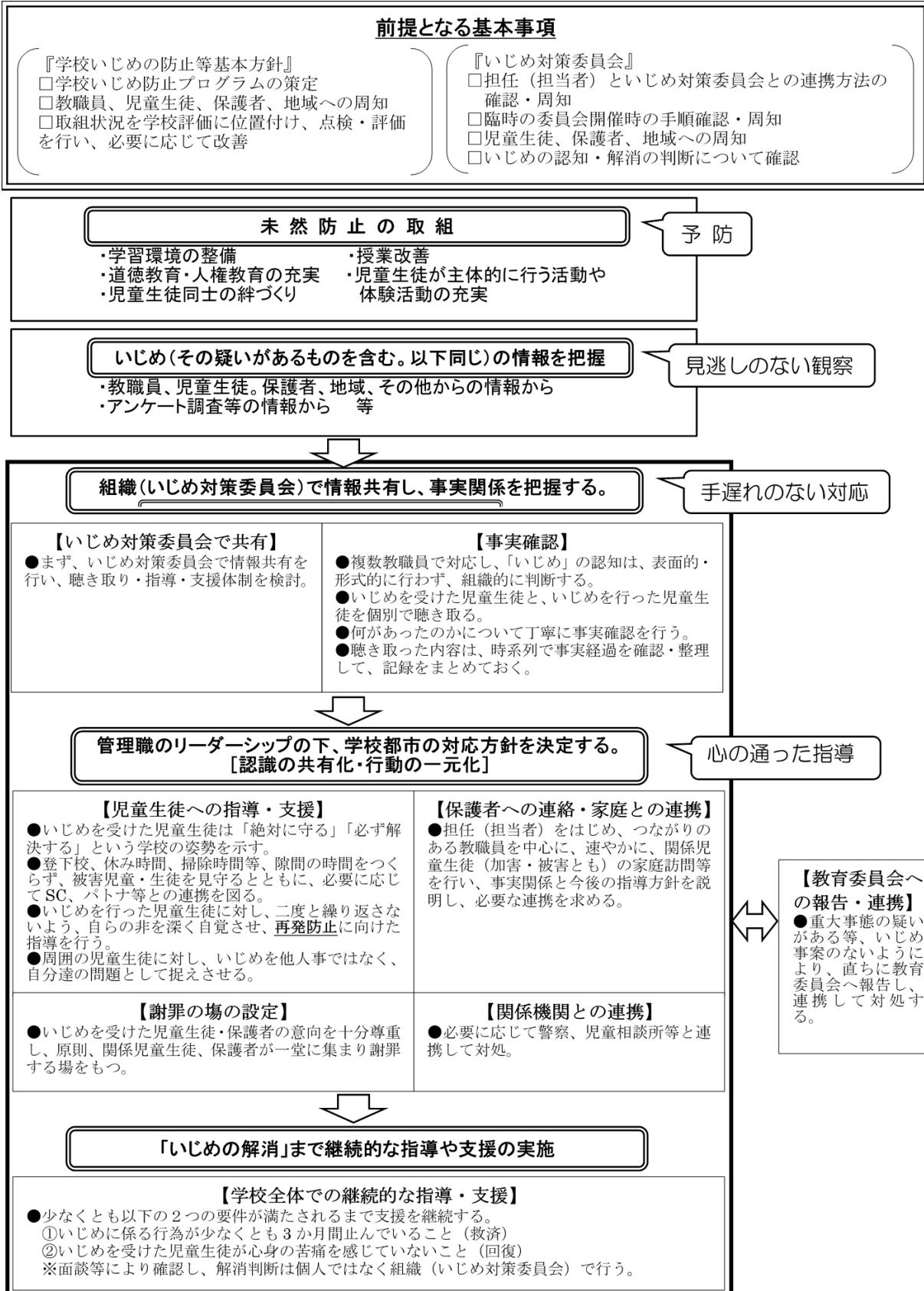
- ・携帯電話やスマートフォン・携帯ゲーム機における危険性及び問題行動との関連について児童への指導、地域や保護者への啓発に努める。
- ・ネットに関わる問題行動等の事例を伴う校内研修を行い、いじめとの関わりや対応策についての理解を深める。
- ・「この子のため」をキーワードとし、子ども自身、保護者自身が「大切にされている実感」を伴う心の通った対応を全教職員で行う。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

ア 基本的な考え方

いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応等について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認について、被害児童の支援や加害児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員会はじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

イ いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応



ウ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

- ・情報教育の推進により、児童の情報モラルの向上を図る。
- ・懇談会や学年・学級便りを通じて、パソコンや携帯の誤った使い方による児童への弊害を伝え、保護者の啓発を行う。
- ・いじめを確認した場合には、上記の「いじめが発覚したときの対応」に準じ対応するとともに、正確かつ迅速に発信元と発信先の把握に努め、加害児童への指導及び保護者への助言を行う。

エ 「いじめ解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

学校全体での継続的な指導・支援

- ・少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。

①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること（救済）

②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）

※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

（4）教職員の資質能力向上の取組

ア 内容

- ・「いじめ防止対策推進法」「いじめ対策委員会」を踏まえ、全教職員に対し、未然防止対策・早期発見に向けた対策・発覚時の適切な対応等に対し、校内研修の充実を図る。
- ・児童の様子を捉える。必要に応じて家庭と連携。些細な変化に気付くことができれば、「大人は気付いてくれる」「見てくれている」という安心感につながる。大人を信用すれば、いじめに関わったときに話してくれる可能性が高まる。
- ・個々の教員の指導力の向上を図る
 - 学年主任への報告と対応検討
 - ① 学年で対応
 - ② 生徒指導主任を含めて対応
 - ③ 管理職を含めて対応
 - どの対応においても「報告」「連絡」「相談」を徹底する
- ・教員研修（事例研修）による教師一人一人のいじめに対する意識の向上
「桂東小学校いじめの防止等基本方針の徹底」「生徒指導ハンドブックをもとにした基礎研修」「教職員のいじめに対する意識向上」「事例を基にした実践研修」「アンケート結果を基にした研修」等

イ 実施時期

- ・毎月行う生徒指導委員会時に実施する。
- ・長期休業中に実施する。
- ・企画委員会時に実施する。
- ・本年度は、4月と夏季休業中に講師を招いた研修会を実施予定

4 保護者・地域、関係機関との連携

（1）保護者・地域への情報発信、啓発、共同の取組

人権尊重に関わる保護者への意図的な働きかけ

- ・人権学習、道徳の学習の参観授業による保護者への啓発活動。
- ・学校便りを中心とした非行防止教室等の取組の情報発信
- ・お便りの中に、日々のほほえましい活動や交流の様子。子どもらしい表現や関わり合いなどの発信。
- ・地域生徒指導連絡協議会での研修や家庭教育学級、「かつら川ふれあい祭り」を中心とした、学校間、保護者間、地域間の連携の推進
- ・新入学児童保護者に対する、入学説明会での啓発

(2) 関係機関との連携の推進に向けて

- ・いじめの事案によっては、警察署少年係との連携を密にし、被害児童の身の安全を最優先させると共に、児童相談所との連携も図り、加害児童・被害児童の精神的ケアを図る。
- ・平素からスクールカウンセラーとの連携を密にし、勤務日に対策委員会を行う際には委員会に参加してもらい、より効果的な対応を検討する。
- ・放課後デイサービス等の民間施設との情報共有も、日頃から心がけておくことで、有事の際に協力できる関係性を築いておく。

5 重大事態への対処

(1) 基本的な考え方

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告すると共に、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に係わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

(2) 重大事態が発覚したときの対応

重大事態が発生した場合は、速やかに京都市教育委員会に報告し、調査の主体等についての協議を行う。重大事態は法において、（①生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。）と定義されているが、児童や保護者から、いじめられて重大な被害が生じた申し出があったときは、重大事態の疑いのあるものとして報告・調査等にあたる。本校が調査の主体となる場合は、本校の下に組織を設け、（事実関係を明確にするための調査。必要に応じた適切な保護者への情報提供。京都市教育委員会への調査結果の報告。調査結果を踏まえた適切な措置。同種の事態発生の防止に向けた取組の推進 等）を速やかに行う。

また、京都市教育委員会が調査の主体になった場合は、京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力をする。

6 年間計画

いじめの防止等のための取組として、「年間計画」を下表のように示し実施する。
ただし、年間予定のため、予定を変更する場合がある。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への啓発関係機関との連携
4	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 「校内体制や組織的対応の共有」 「年間計画と役割の明確化」 「いじめ防止プログラム P D C A サイクルの確認と共有」 「児童・保護者への広報について」 ・生徒指導校内研修会① 「いじめ防止に関する研修会」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入学式 ・始業式 ・町別集会 	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度のアンケート・クラスマネジメントシートの結果を学年で共有（2~6年） ・学力実態をつかみ、「授業で勝負」できる教職員集団を目指す。授業が楽しければ、学校は格段に樂しくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観① ・学級懇談会① ・個人懇談会
5	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導校内研修会② 「児童の情報交流」 ・生徒指導委員会（不登校・虐待・いじめ） 「クラスマネジメントシート・記名式いじめアンケートの実施に向けて」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・憲法月間の講話「人を大切にすることについて」 「いじめ対策委員の紹介」 ・1年生を迎える会 ・たてわり遊び <p>【5年】山の家宿泊学習</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・学校だよりでの「いじめ対策委員」の紹介 ・学校運営協議会で説明 ・保護者向け啓発パンフレット配布
6	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会（不登校・虐待・いじめ） 「クラスマネジメントシート・記名式いじめアンケート・教育相談の結果の共有」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「なかまづくり」の教材を活用 ・たてわり遊び ・児童集会 <p>【3年】【5年】非行防止教室の実施</p> <p>【6年】情報モラル教室</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回いじめに関する記名式アンケートの実施、学年集約と共有① ・クラスマネジメントシートの実施①（4~6年）、学年集約と共有 ・教育相談週間 ・「あのねタイム」（個人面談）① 	<ul style="list-style-type: none"> ・非行防止教室の内容を発信 ・道徳の学習について保護者へ発信。
7	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会（不登校・虐待・いじめ） 「児童の情報交流」 ・生徒指導校内研修会③ 「クラスマネジメントシートの結果分析・記名式いじめアンケート・教育相談の結果の共有」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・たてわり遊び ・終業式 ・「夏休みのくらし」の配布と学級指導 ・町別集会 		<ul style="list-style-type: none"> ・個人懇談会（希望制） ・学校評価アンケートの実施

8	・人権研修会 ・学校いじめ防止プログラムの見直し	【共通】 ・始業式	・こことからだのアンケート実施	
9	・生徒指導委員会（不登校・虐待・いじめ） 「児童の情報交流」 ・人権参観懇談会	【共通】 ・たてわり遊び 【6年】修学旅行		・授業参観② ・学級懇談会②
10	・生徒指導委員会（不登校・虐待・いじめ） 「クラスマネジメントシート・記名式いじめアンケートの実施に向けて」 ・職員会 「学校評価の結果の共有」	【共通】 ・たてわり遊び ・運動会 【5年】山の家宿泊学習		・学校運営協議会での説明と評価 ・運動会参観
11	・生徒指導委員会（不登校・虐待・いじめ） 「クラスマネジメントシート・記名式いじめアンケート・教育相談の結果の共有」 ・生徒指導校内研修会④ 「クラスマネジメントシートの結果分析・記名式いじめアンケート・教育相談の結果の共有」	【共通】 ・たてわり遊び ・児童集会	・第2回いじめに関する記名式アンケートの実施、学年集約と共有② ・クラスマネジメントシートの実施②（4～6年）、学年集約と共有 ・教育相談週間 「あのねタイム」 (個別面談)②	・道徳の学習について保護者へ発信。
12	・生徒指導委員会（不登校・虐待・いじめ） 「児童の情報交流」 ・学校いじめ防止プログラムの見直し	【共通】 ・人権月間の取組 ・「冬休みのくらし」の配布と学級指導 ・たてわり遊び ・児童集会 ・終業式		・人権月間、学校 darüberでの啓発 ・個人懇談会 ・学校評価アンケートの実施
1	・生徒指導委員会（不登校・虐待・いじめ） 「児童の情報交流」 ・職員会 「いじめ事案の経過」 「クラスマネジメントシートの分析結果の共有」 「記名式いじめアンケートの結果の共有」 「学校評価の結果の共有」	【共通】 ・始業式 ・つながりサミット ・たてわり遊び ・児童集会		・つながりサミット参加
2	・生徒指導委員会（不登校・虐待・いじめ） 「いじめ事案の経過と課題の共有と次年度への課題」	【6年】 ・たてわり遊び ・京キッズRUN ・児童集会		・新1年入学説明会 ・授業参観③ ・学級懇談会③ ・作品展

3	<ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止プログラムの見直し 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6年生を送る会 ・町別集会 ・卒業式 ・修了式 	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度に向け、アンケート等の結果の学年集約（全学年） ・アンケート原本の保管（5年保存） 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会での学校評価の結果報告と評価
---	---	--	--	--

- ※ 年間計画には示していないが、「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」として、学習環境の整備や授業改善はもとより、道徳教育、人権教育の充実、児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実、児童生徒同士の絆づくりについては、すべての教育活動を通じて行う。
- ※ 「いじめ対策委員会」については、いじめ事案の発覚時に、速やかに臨時で開催する。
- 事案の経過や解消の確認については、定例の「生徒指導委員会」で隨時行い情報を共有する。